

社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書

税関係協議結果（平成24年6月15日）（抄）

政府提出の税制抜本改革2法案については、以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。

○ 第7条（消費税率引上げに当たっての検討課題等）について

- ・ 消費税率の引上げに当たっては、低所得者に配慮した施策を講ずることとし、以下を確認する。
 - (1) (*) 「低所得者に配慮する観点から、給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する」旨の条文とする。
また、「低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する」旨の条文とする。
 - (2) (*) 簡素な給付措置については、「消費税率（国・地方）が8%となる時期から低所得者に配慮する給付付き税額控除等及び複数税率の検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として実施する」旨の条文とする。

その内容については、真に配慮が必要な低所得者を対象にしっかりとした措置が行われるよう、今後、予算編成過程において、立法措置を含めた具体化を検討する。簡素な給付措置の実施が消費税率（国・地方）の8%への引上げの条件であることを確認する。

以上、確認する。

民主党
自由民主党
公明党